

群馬県

群馬県における 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の 構築について

●●取組の概要●●

群馬県では、県内の各圏域または市町村ごとに設置されている保健・医療・福祉関係者による協議の場の取組を促進し、連携体制の構築に取り組んでいます。

一方で、県レベルでは、ピアサポーターの養成及び活動推進等を行い人材育成に取り組んでいます。また、保健・医療・福祉関係者による協議の場において、居住支援協議会との連携のほか、家族会による相談会等を実施し、地域移行に向けた取組みを行っています。今後、これらの事業を各地域においても展開できるように、関係機関との連携強化を図っていきます。

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組概要（全体）

群馬県において、精神障害のある人が地域で安心して自分らしい生活を送るために、保健、医療、福祉の関係者が連携し、一体となって支援する体制を構築する。

○ 措置入院者の退院後支援

措置入院となった精神障害者が、退院後にどの地域で生活することになっても十分な医療、福祉、介護、就労等の支援を受けられるよう、必要性が特に高いと思われる措置入院者に対して、退院後支援を行う。

○ 県「協議の場」の運営、各市町村・圏域「協議の場」の取組促進

保健、医療、福祉関係者による協議の場に対して、情報提供やアドバイザーの派遣等を行い、取組促進を図る。

○ 精神障害者ピアサポート活用事業

統合失調症等により入院している精神障害者の地域移行を促進すると共に、退院した当事者が自分らしく社会に参加できるよう、精神障害者を支援する当事者「ピアサポーター」を養成し、活用する。
(養成したピアサポーター：217名)

○ 精神障害者の地域移行に関係する職員に対する研修

市町村、精神科病院、障害福祉サービス事業所、介護保険サービス事業所等の職員に対し、精神障害者の地域移行に関する保健・医療・福祉の相互理解を促進するための研修を実施する。

○ 精神障害者家族への支援

精神障害者家族に対し、同じ立場の家族による電話・対面での相談の場を設ける。
また、家族の思いを伝えるための研修会や講演会を開催する。

3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の経緯

- 平成20年度～平成24年度
 - … 精神科病院入院患者実態調査の実施、地域移行推進員の配置
- 平成23年度～
 - … 精神障害者地域移行支援事業運営協議会の設置（県「協議の場」）
- 平成25年度～平成26年度
 - … 高齢入院患者退院支援事業
- 平成25年度～
 - … ピアサポート活用事業（ピアサポーターの養成、病院との交流、普及啓発活動）
- 平成26年度～平成28年度
 - … 分野を問わず、全ての障害者の地域生活を考えるシンポジウムの開催
- 平成28年度～
 - … 精神障害者の地域移行に関する職員の研修（H30年度～R3年度は加算研修を実施）
- 平成30年度～
 - … 措置入院者の退院後支援事業
- 令和元年度～
 - … 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築支援事業の実施
（R1：邑楽館林圏域、R2：太田市、R3：伊勢崎市、R4年度：全県的な研修を実施）

4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の成果・効果

課題解決の達成度を測る指標	目標値 (R4年度当初)	実績値 (R4年度末)	具体的な成果・効果
居住支援協議会と協力して 啓発事業を実施	2回	2回	<p>① 県宅建業協会の理事の勉強会の中で時間をいただき、精神科病院の精神保健福祉士が、精神障害についての基礎的な知識、精神障害者が賃貸住宅に入居するに当たってのトラブルの相談先等について、15分程度で説明を行った。</p> <p>② 精神科病院のPSWが集まる連絡会議に、精神障害者の住まい探しを支援する居住支援法人の代表者を招き、実際の事例を交えながら、取組の説明を受けた。</p> <p>その他、県「協議の場」に居住支援法人代表者を招いて意見交換を行ったり、居住支援協議会の行うセミナーを福祉分野の関係者に周知したりといった協力を行った。</p>
ピアサポーターに関する 研修の実施	1回	1回 養成者12名 (累計217人)	<p>ピアサポーターの養成講座を実施し、新たに12名を養成した。その他、ピアサポーターの支援技術向上のための研修や、事業に関わる支援者向けの研修を実施した。</p> <p>また、ピアサポーターと入院患者が交流する様子をライブ配信するシンポジウムを実施し、ピアサポーターについての普及啓発を行った。</p>
市町村・圏域における 協議の場の実施	15回	43回	<p>県内全ての「協議の場」が開催されるよう、「協議の場」参加者を集めてオンラインで参加してもらう研修を実施した。年度末までに、未設置の1自治体を除く全「協議の場」が1回以上開催された。</p>

5 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた強みと課題

【特徴（強み）】

- ピアサポート活用事業（ピアサポーターの養成や病院交流会等）を全県的に実施している。
- ほとんどの市町村が「協議の場」が設置し、開催を経験している。
- 精神障害者の退院において「住まいの確保」が大きな課題となっていることを踏まえ、住宅分野との連携に向けて取り組んでいる。

課題	課題解決に向けた取組方針	課題・方針に対する役割（取組）	
市町村における精神保健の取組の推進	市町村が取り組みたい地域の課題に対してバックアップをしていく。 「協議の場」に保健、福祉の両担当者が出席できるよう体制を整備する。 市町村が入院者のニーズを把握し地域支援を検討することができるよう、市町村長同意の医療保護入院者の退院時支援会議への参加を促す。	行政	市町村「協議の場」向けの研修を開催。退院時支援会議開催時、市町村の参加を促す。
		医療	研修開催時の講師。
		福祉	福祉分野の密着AD選定を目指す。
		その他	市町村が取組主体となる。
精神障害者の住まいの確保のための支援	精神障害者の退院において特に課題となる「住まいの確保」について、居住支援法人と連携し、不動産関係者の理解を得るための啓発活動を実施する。	行政	事務局的作用を担う。会議への出席。
		医療	啓発事業における講師、サポーター。住まいの確保困難者への円滑な支援、各機関との連携。
		福祉	啓発事業における講師、サポーター
		その他	居住支援関係者との連携。

課題解決の達成度を測る指標	現状値 (R4年度)	目標値 (R5年度)	見込んでいる成果・効果
市町村「協議の場」向け研修会の開催	1回	1回	研修会を通して、構成員選定や実際の協議に必要な情報を提供する。
市町村担当者が参加する退院支援会議	0回	10回	市町村担当者が当事者のニーズに触れる機会を設け、「地域の困りごと」への気付きを促す。
住まいの確保のための啓発活動	2回	2回	不動産関係者等に対する啓発活動を実施する。

6 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築のための連携状況

【にも包括構築の体制】

障害政策課、こころの健康センターを中心に、県保健福祉事務所、市町村、精神科病院、相談支援事業所、家族会等が参画する県「協議の場」を活用し、保健・医療・福祉の連携体制を構築する。

所管部署名	所管部署における主な業務	連携部署名	連携部署における主な業務
障害政策課	県「協議の場」の運営。 精神保健・精神医療関係の業務を担当。 障害福祉関係の事務も担当している。	①こころの健康センター ②県住宅政策課	①精神保健福祉センターとして、精神保健施策の中心を担う。併せて、精神科救急を県内一元的に対応している。 ②県営住宅の維持管理・運営、居住支援の推進を行っている。
	各部門の連携状況	強み	課題
保健	<ul style="list-style-type: none"> 警察官等通報にかかる非自発的入院者等の退院時支援会議への参画、保健所による措置入院者退院後支援における連携。 こころの健康センターのアウトリーチ活動を活用した支援（未受診、治療中断者等への訪問、ケース検討、医師相談等）。 市町村・圏域等が主体となって開催する「協議の場」への保健関係者の参画。 	<ul style="list-style-type: none"> 個別支援のほか自殺対策等において、医療・福祉関係機関と日頃から連携を行っている。 全ての県保健福祉事務所・中核市が、医療・福祉関係機関と連携しながら措置入院者の退院後支援を実施している。また、退院時支援会議に積極的に参画している。 こころの健康センターには常勤精神科医師が在籍しており、警察官等通報に係る対応を県内一元的に対応している。さらに、精神科医師によるアウトリーチ活動において、地域支援者への支援も行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域により支援経験・仕組み、資源等に差がある。 マンパワーの不足
その他関係機関	居住支援協議会と連携した、不動産業者向けの啓発事業の実施。	不動産業者向けに啓発活動を実施している。	支援の成功事例がまだ少ない。

7

協議の場の実施状況

名称	構成員	頻度
<p>県自立支援協議会サブ協議会 (退院促進支援部会)</p>	<p>① 相談支援事業所（県相談支援専門員協会より推薦） ② 家族会（県精神障害者家族会連合会） ③ 精神科病院（県立精神医療センター） ④ 受託事業者（ピアサポート活用事業の受託者） ⑤ 市町村（R3年度構築支援事業モデル自治体） ⑥ 保健福祉事務所 ⑦ 県こころの健康センター（退院後支援の担当）</p> <p>R3～：オブザーバーとして居住支援関係者が参加 (住宅政策課、住宅供給公社、居住支援法人等)</p>	<p>年2回 (R4年度：1回)</p>
実施内容	特記事項	
<p>・自立支援協議会の部会として、精神障害者の地域移行に関する内容を医療・福祉・保健の関係者で検討する。</p>	<p>・R2年度より、「精神障害者の住まいの確保」について、啓発事業を行うため、住宅の関係者（居住支援の担当課、公営住宅の管理担当者、居住支援法人の代表者等）を招き会議を行っている。</p>	

8 今年度の取組スケジュール

時期	実施する項目	実施する内容
通年	① 精神障害者ピアサポート活用事業 ② 措置入院者の退院後支援 ③ 各地域「協議の場」へのAD派遣 ④ 退院時支援会議への市町村の参加	① 団体に委託し、ピアサポーターの養成・研修・精神科病院との交流会などを実施する。 （事業説明会：6月、養成講座：6～8月、シンポジウム：2月） ② 県こころの健康センター、保健福祉事務所、中核市を中心に、特に支援が必要な措置入院者に対して、退院後の支援を調整する。 ③ 県内各地の「協議の場」に密着ADを派遣し、現状を把握する。 必要に応じて、参加者に対して情報提供を行う。 ④ 市町村長同意の医療保護入院者について、退院時に開催される支援会議に、市町村担当者の参加を促す。
R5.7月	市町村長同意入院者への面会についてアンケート調査を実施	市町村担当者の退院時支援会議参加を促進するため、まずは担当者が市町村長同意での医療保護入院後に面会を行っているか、現状を把握する。
R5.8月	「協議の場」参加者向けの研修会	市町村の保健・福祉分野の両担当者の参加、医療関係者の参加などを促進できるように、今年度の取組に対応した内容の研修を実施する。 ピアサポーター、家族会の活動等についても情報提供を行う。
R5.11月	住宅分野向けの研修会を実施	啓発活動として、精神障害についての正しい知識や、支援事例について学ぶ研修会を開催する。
R6.3月	福祉分野の密着アドバイザーの選定	R6年度より密着アドバイザーとして活動していただく候補者を選定する。